

# ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！

## Ver5. 私募債の発行により受取る利息が 分離課税から総合課税に変更されました



平成 26 年 3 月 20 日に平成 26 年度の税制改正法案が成立しました。  
平成 26 年度の税制改正では、先日取り上げさせていただいた、給与所得控除額の上限の引き下げや、消費税の簡易課税方式における仕入率の見直し、所得拡大促進税制等がクローズアップされていますが、私募債を発行し、利息を受取ることにより社債引受人の所得税の節税を図ってきた会社様においては、私募債から受取る利息の所得税法上の取扱いの変更は大きな影響があります。  
今回は私募債から受取る利息の取扱いがどの様に変更になったのかをご紹介します。

まずそもそも私募債とは何か、ということですが、以下の要件を満たす小規模社債のことを言います。

会社が発行する社債であること

株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社が該当します。

社債の引受を依頼する人数が 50 人未満であり、依頼する者が不特定多数にならないこと

引受人を少数に限定することにより、社債の募集に伴う届出や報告の義務が免除されます。

社債 1 口の最低限度額が発行総額の 50 分の 1 よりも大きいこと

少額の額面額を排除することにより、社債の管理委託の義務が免除されます。

発行総額が 1 億円未満であること

総額の制限を設けることにより、引受依頼者に有価証券届出書を提出していないこと等を「告知する義務」が免除されます。

次に改正前の引受人のメリットはどういうものだったのかを説明させていただきます。  
私募債の引受により受取る利息は給与等と合算する総合課税ではなく、分離課税での計算となり、利息受取時に国税 15.315%と地方税 5%が天引きされているので、確定申告の必要がなく、所得税の税率により引受人にメリットが生じていました。

例えば会社からの給料2,500万円、会社からの貸付金利息100万円の場合、所得控除額は基礎控除だけだとすると、所得税額は647.2万円になりますが、貸付金利息が私募債の引受による利息収入だとすると、所得税額は622.2万円となり、所得税だけで25万円の節税になります（税額には復興特別所得税は含まれていません）。住民税の計算においても通常の10%ではなく、5%が適用されますので、復興特別所得税まで合わせると、30万円を超える節税になります。

この様に私募債の引受人には大きな節税のメリットがありましたが、不公平感を除去するために、平成25年度～平成26年度の2度の税制改正により私募債からの受取利息は分離課税ではなく、総合課税の対象（＝貸付金利息と同じ計算方法）となりました。

具体的な改正の内容は、まず平成25年の税制改正は平成28年1月1日以降に発行される私募債から受取る利息については総合課税の対象とする、というもので、言い換えれば、平成27年12月31日以前に発行をした私募債であれば従前通り分離課税の対象となるものでした。これが平成26年の税制改正では『同族会社が平成27年12月31日以前に発行した特定公社債以外の公社債の利子でその同族会社の株主等が平成28年1月1日以後に支払を受けるものは、利子所得の20%源泉分離課税（所得税15%、住民税5%）の対象から除外される。』という改正が行われ、平成28年1月1日以降に受取る私募債利息については、引受人の節税メリットは完全になりました。

平成25年度の税制改正により、一部では私募債の駆け込み発行が行われる動きがありましたので、それを見越して2年続けての税制改正を行ったという考え方も出来ますが、以前から私募債を発行している会社様についてもこの改正により影響を受けてしまうこととなりますので、年度を遡っての税制改正、というのは今後も物議を醸しそうです。



(イメージ)